

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税が非課税の世帯

世帯の全ての人が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯（令和4年9月30日時点で住所を有する世帯）に、給付内容や確認事項が書かれた確認書を発送しています。
- **内容を確認し、返送期限までに返信してください。**
【返信する書類】
確認書・振込先口座の写し・身分証明書の写し（免許証など）
※住民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯は対象となりません



世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した人がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
※申請書を発送しています。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に福祉課または住民課に提出してください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が市町村民税非課税水準以下であることを指します。
(適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723にお問い合わせ下さい。)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
※申請書は福祉課、住民課の窓口準備しています。
- 詳しいことは、福祉課にお電話ください。☎0968・86・5724

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

! 住民税非課税世帯などに対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



お問い合わせ

内閣府 臨時特別給付金コールセンター ☎ 0120・526・145 受付時間 午前9時～午後8時 (土日祝、12月29日～1月3日を除く)	和水町福祉課 福祉係 価格高騰緊急支援給付金に関すること ☎ 0968・86・5724 受付時間 午前8時30分～午後5時 (土日祝、12月29日～1月3日を除く)	和水町税務住民課 町民税係 町民税に関すること ☎ 0968・86・5723 受付時間 午前8時30分～午後5時 (土日祝、12月29日～1月3日を除く)
---	--	---

住民税非課税世帯などの皆さんへ

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、住民税非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **5万円**

給付金の支給時期

和水町が確認書（または申請書）
を受理した日以降。12月開始

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度
「住民税非課税」の世帯
※課税者の扶養となっている人は対象外です

令和4年1月～12月の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯（家計急変世帯）

和水町から確認書を発送しています
（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

令和4年9月30日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは次ページ「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和5年1月31日迄まで

申請時点で住民登録のある市区町村に申請し
てください。

問 福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724

詳しくは次ページ「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は次ページをご確認ください。